

看護要員配置について

病院の入院基本料等に関する施設基準として、医科の入院基本料等を届け出ている病棟に看護要員の配置に係る掲示を行っております。

- ・ 地域一般入院料 3 （ 1 ・ 2 病棟）
- ・ 地域包括ケア病棟入院料 2 （ 8 病棟）
- ・ 特殊疾患病棟入院料 1 （ 1 0 病棟）

2025年10月

入院基本料に係る看護要員配置

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり13人以上の看護職員（看護師
准看護師）及び3人以上の看護補助者が勤務しております。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は6人以内、看護補助者の一日
平均受け持ち数は14人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は14人以内です。

入院基本料に係る看護要員配置

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり15人以上の看護職員（看護師
准看護師）及び4人以上の看護補助者が勤務しております。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は5人以内、看護補助者の一日
平均受け持ち数は14人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は14人以内です。

入院基本料に係る看護要員配置

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり13人以上の看護職員（看護師
准看護師）及び5人以上の看護補助者が勤務しております。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は6人以内、看護補助者の一日
平均受け持ち数は7人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は12人以内、看護補助者の一日
平均受け持ち数は34人以内です。

入院基本料に係る看護要員配置

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり11人以上の看護職員（看護師
准看護師）及び7人以上の看護補助者が勤務しております。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は6人以内、看護補助者の一日
平均受け持ち数は8人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの
一日平均受け持ち数は20人以内、看護補助者の一日
平均受け持ち数は40人以内です。